暴力団追放!!

暴力団は、市民生活に深く介入 不当な暴力や恐喝、 東市における暴力団の排除の 推進に関する条例」を制定 覚せい剤 目的

ことを目的に、「加東市における 脅かす危険な存在です。 の密売などにより、平和な生活を このような暴力団犯罪に、市や 安全で安心な生活を確保する 事業者が一体となって対処

警察などの関係機関と連携しなが 暴力団の排除の推進に関する条 今後はこの条例に基づき、県、 を制定しました。

暴力団排除に取り組みます。



条例の概

当な影響を排除し、安全で安心な 市民生活を確保することを目的に する施策を推進して、暴力団の不 勢を明確にし、暴力団の排除に関 しています。 市の暴力団排除に対する取組

基本理念

えるものであることから、 暴力団は社会に不当な影響を与

②暴力団に対し利益の供与をしな ①暴力団を恐れないこと。

いこと。

④暴力団事務所などの存在を許さ ③暴力団を利用しないこと。 ず、暴力団の活動を防止すること。

推進します。 の4項目をもとに、 暴力団排除を

①市の責務

市、市民、

県等への提供に努めます。 する施策を実施し、 に資する情報を入手したときは、 県等と連携し、 暴力団排除に関 暴力団の排除

②市民、事業者の責務

り組むとともに、 するよう努めましょう。 入手したときは、 暴力団の排除のための活動に取 暴力団の排除に資する情報を 市の施策に協力 市等に情報提供

市が取り組むこと

①市民・事業者に対する支援 情報提供や啓発等、暴力団排除

②事務・事業における措置

のために必要な施策を行います。

必要な措置を実施します。 力団を利用することがないよう、 市の公共事業などにおいて、 暴

②威力利用の禁止

債権の回収、

紛争解決などのた

を守るための教育、

情報提供、

罪の被害を受けないよう、青少年

発に取り組みます。

③公共施設からの暴力団排除

利用を許可しません。許可後で につながると認められるときは、 あっても、 公共施設の利用が暴力団の利益 許可を取り消します。

> ③利益の供与の禁止 とを禁止します。

品等の利益の供与を禁止します。

暴力団や暴力団員に対して、

めに暴力団員の威力を利用するこ

「市と市民等が取り組むこと」

①青少年を守るための取組 青少年が暴力団に加入せず、 犯

加東市を目指しまし

問い合わせ

総務部総務課